

青 警 本 広 第 5 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察音楽隊運営要綱の改正について

みだしについては、このたび、組織改編で所属名称が広報相談課から広報課に変更することに伴い、青森県警察音楽隊運営要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり改正し、本年4月1日から施行することとした。改正の要点は、下記のとおりであるから事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって「青森県警察音楽隊運営要綱」の制定について（平成18年3月20日付け、青警本広第32号）は、廃止する。

記

- 1 所属名の変更に伴う規定の整備
広報相談課から広報課に所属名称を変更することに伴い関係規定を整備した。
- 2 班編成の整備
班編成を6班編成から3班編成に改編して、任務の効率化を図った。
- 3 隊員の処遇等の整備
隊員の処遇について、勤務評定等が、現状と合わないことから整備を図った。

青森県警察音楽隊運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察組織規程第5条第1項に定める青森県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

音楽隊は、演奏活動を通じて警察広報を推進し、県民の理解と協力の確保に寄与することを任務とする。

第3 隊員の任命

青森県警察本部長は、音楽的素養があり、かつ、身体強健な職員のうちから音楽隊員（以下「隊員」という。）を任命する。

第4 組織

- 1 音楽隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって組織する。
- 2 隊長は広報課長をもって充て、副隊長は広報課長が指名するものとする。
- 3 楽長及び副楽長は、隊員のうちから広報課長が指名するものとする。

第5 隊長等の職務

- 1 隊長は、命を受け、音楽隊を統括し、隊員の指揮監督に当たる。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 楽長は、隊長の指揮を受けて、演奏技術の指導、演奏の指揮及び楽器、備品等の維持管理に当たる。
- 4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときは、その職務を代行する。

第6 隊員の任務

隊員は、隊長の指揮監督を受け、教養訓練、演奏活動等（以下「音楽隊活動」という。）に従事するものとする。ただし、兼務発令の隊員にあっては、音楽隊活動がないときは、本務となっている所属の勤務に服するものとする。

第7 勤務制

音楽隊の勤務時間は、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱に関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）第2条第1項に規定する勤務時間とする。

第8 班編成

- 1 音楽隊活動を効果的に推進するため、音楽隊に別表のとおり班を置くものとする。
- 2 各班に班長、副班長を置く。

第9 在隊期間

隊員の在隊期間は、楽器演奏に従事する隊員は原則として5年、カラーガード演技に従事する隊員は原則として4年とする。ただし、在隊期間の満了後において音楽隊の運営に必要な隊員は、引き続き勤務させることができるものとする。

第10 遵守事項

隊員は、青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）に定める事項を遵守するとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 規律ある団体行動を保つこと。
- (2) 演奏演技技術の向上に努めること。
- (3) 楽器その他の貸与品の保管取扱については、細心の注意を払い、破損亡失等のないようにすること。

第11 派遣及び訓練

1 音楽隊の派遣は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 警察の主催する式典及び行事の場合
- (2) 公共団体等の主催する行事で、警察広報に効果があると認められる場合
- (3) その他広報課長が適当と認める場合

2 音楽隊の訓練は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 定期訓練
原則として毎週火曜日、木曜日
- (2) 特別訓練
必要に応じて随時

第12 派遣及び訓練の計画

- 1 広報課長は、派遣及び訓練に係る計画について、年間の計画は年当初に、毎月
の計画は該当月の前月の初旬に、隊員配置の所属の長（以下「関係所属長」とい
う。）に示すものとする。
- 2 広報課長は、音楽隊の派遣及び訓練に支障がないように関係所属長と勤務時間
の調整等を行うものとする。

第13 派遣申請

音楽隊の派遣申請は、音楽隊派遣申請書（別記様式第1）により原則として当
該月の前々月末までに行うものとする。

第14 隊員の処遇

隊員の処遇は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 隊員の勤務評定は、青森県警察職員勤務評定規程（昭和33年3月青森県警察
本部訓令甲第8号）に基づき広報課長と関係所属長が個々に行うものとする。

- (2) 在隊中の者の予備試験は、青森県警察官昇任試験等実施要綱（平成19年4月10日付け青警本務第157号）に基づき加点するものとする。
- (3) 隊員の中から選抜・選考昇任の候補者を上申する場合は、青森県警察職員任用規程（平成16年4月青森県警察本部訓令第13号。以下「任用規程」という。）に基づき広報課長が警務部昇任管理委員会に行うものとする。
- (4) 在隊期間を満了して退隊する者で勤務成績が優良な隊員については、広報課長と警務課長が協議の上、原則として本人の希望する係又は勤務地へ配置するものとする。

第15 音楽隊に備え付ける簿冊は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 音楽隊派遣申請書（別記様式第1）
- (2) 教養訓練日誌（別記様式第2）
- (3) 演奏日誌（別記様式第3）
- (4) 楽器台帳（別記様式第4）
- (5) 楽譜台帳（別記様式第5）

別表

音楽隊各班の任務

| 班 | 任 務 |
|---------|---|
| 総 務 班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽隊の活動計画の策定に関すること 2 派遣等の調整及び資料の作成に関すること 3 派遣、訓練時の人員確認及び報告に関すること 4 楽器及び制服の運用及び維持管理に関すること 5 車両の運行及び維持管理に関すること 6 予算の要求及び執行に関すること 7 その他隊長特命事項 |
| 演 奏 班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣等における企画及び演出に関すること 2 演奏訓練及び演技訓練に関すること 3 楽譜の調達及び整理保管に関すること 4 音響調整装置、録音・録画装置等の音響機器の運用及び維持管理に関すること 5 その他隊長特命事項 |
| ド リ ル 班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ドリルの作成及び指導に関すること。 2 マーチングトレーニングに関すること 3 その他隊長特命事項 |

別記様式第1

年 月 日

青森県警察本部長 殿

依頼者・所属長名

音楽隊派遣申請書

| | |
|--------|------------------------|
| 派遣の日時 | 年 月 日 時 分から 日 時 分まで |
| 派遣の場所 | 屋内 屋外 |
| 行事の概要 | |
| 主催者 | |
| 参集予定人員 | |
| 希望曲目等 | |
| 備考 | |

パレードの場合は簡単な図面を添付すること。

別記様式第2

教 養 訓 練 日 誌

| | | | | | | |
|-------------------------|---|-------------|--|-------------|--|---|
| 隊 長 | | 副 隊 長 | | 担 当 者 | | ⑩ |
| 年 月 日 曜日 | | | | | | |
| 訓練時間 | 時 分から 時間 分 時 分まで | | | | | |
| 訓練場所 | 屋 内 屋 外 | | | | | |
| 講 師 | | | | | | |
| 隊 員 出欠状況 | | | | | | |
| 訓 練 内 容 | | | | | | |

別記様式第3

演 奏 日 誌

| | | | | | | |
|-------------------|---|-----|-------|-----|------|-------|
| 隊長 | | 副隊長 | | 担当者 | | ㊟ |
| 年 | | 月 | | 日 | | 曜日 天候 |
| 演奏時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 式典 時 分から 時 分まで ・ 演奏 時 分から 時 分まで ・ ドリル 時 分から 時 分まで ・ パレード 時 分から 時 分まで | | 計 | | 時間 | 分 |
| 演奏場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 式典 ・ 演奏 ・ ドリル ・ パレード (出発地点 経由地 終了地点) | | 屋内 屋外 | | | |
| 参加隊員 | 人 | | 欠席 | | 人 理由 | |
| 要請者(主催者) 行事の概要 | | | | | | |
| 参集人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 式典 ・ 演奏 ・ ドリル ・ パレード ・ パレードにおける沿道聴衆数 | | 人 | | 計 人 | |
| 演奏内容 (曲目等) | | | | | | |

別記様式第4

楽 器 台 帳

| | | | |
|----------------------|-----------|------------|---------|
| 楽 器 名 | | 備品 番号 | |
| 製 作 所 名 規 格 ・ 品 番 | | 製 造 番 号 | |
| 購 入 先 | | | |
| 購 入 年 月 日 | | | |
| 付 属 品 | | | |
| 購 入 金 額 | | | |
| 修 理 記 録 | 依 頼 年 月 日 | 納 品 年 月 日 | 支 払 金 額 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 備 考 | | | 故 障 程 度 |

